

個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い債券ですが、日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、元本欠損が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料等諸費用について

- ・ 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 個人向け国債を中途換金する際、原則として※以下の算式により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。
 - 変動 10年：直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
 - 固定 5年：2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
 - 固定 3年：2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

個人向け国債のリスクについて

- ・ 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い債券ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、元本欠損が生じるリスクがあります。

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なる場合があります。詳しくは、お取引のある部店にお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・ 個人向け国債の募集の取扱い
- ・ 個人向け国債の中途換金のための手続き

個人向け国債に関する租税の概要

＜お客さまに対する課税は、以下によります。＞

- ・ 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・ 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引に当たっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文に当たっては、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要(2025年4月30日現在)

当社の商号等： 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第2336号

本店所在地： 〒100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資本金： 405億円

主な事業： 金融商品取引業

設立年月日： 2009年12月1日

連絡先： お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900(受付時間 平日9:00～17:00)

※ お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問い合わせ窓口

お客さま相談室：0120-583-703(受付時間 平日9:00～17:00)

金融ADR制度について

- 「金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。
- 裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関(指定紛争解決機関)が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。
- 当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC(フィンマック))」をご利用いただくことができます。
- 裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる(和解できない)場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

住所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005(受付時間 平日:9:00~17:00)

※ FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

以 上